

国立大学法人和歌山大学会計監査人候補者の選定について

令和6年12月23日
国立大学法人和歌山大学

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、法令に基づき、会計監査人による監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとされていますが、選任にあたっては各国立大学法人において候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされています。

つきましては、本学では、会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方（準用通則法41条に定める資格を有する者に限る。）から企画書を募集いたします。

今回の企画書の募集は、令和7年度～令和9年度までの複数年にわたる監査を前提として選定いたしますが、文部科学大臣の選任は年度ごとに行われることから、契約は単年度契約となります。

なお、企画書の作成にあたっては、別紙「企画書の記載事項等について」をご参照のうえ、下記のとおり企画書をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和7年1月31日（金）【※郵送又は持参、17時必着】

2. 提出書類及び部数

- (1)企画書【A4版縦型】 8部
- (2)貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 8部
- (3)監査報酬見積書 1部

3. 提出先及び問合せ先

〒640-8510 和歌山県和歌山市栄谷930番地

国立大学法人和歌山大学監査室

電話：073-457-7032

FAX：073-457-7020

e-mail：kansa@ml.wakayama-u.ac.jp

※応募の意思のある方は事前に連絡していただけると幸いです。

4. 会計監査人の資格

- (1)準用通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること
- (2)会社法第337条第3項における欠格事由のないこと
- (3)公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと

5. プレゼンテーション及び選定方法

(1)プレゼンテーションについて

本学が指定する日に企画書のプレゼンテーションをしていただきます。プレゼンテーションの日時は後日ご連絡いたしますが、2月中を予定しております。

(2)選定方法について

監査法人等から提出された企画書に基づき、本学に設置された会計監査人候補選定委員会において総合的に評価し、候補者の順位付けを行います。監査費用見積金額については、令和7年度から令和9年度までの3年間の平均額をもって評価を行います。

令和8年度以降の選定については、毎年度候補者より当該年度の監査業務に係る実績報告書及び次年度の監査計画書を提出いただきます。その内容に基づき、本学で評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとなります。

なお、今回選定された者が、行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となりますので、ご注意ください。

企画書の記載事項等について

1. 監査法人等の概要

- (1) 名称、代表者氏名、所在地（本部）、出資金（資本金）
- (2) 業務収入（営業収益）、経常利益（当期利益）※直近の事業年度
- (3) 社員数（公認会計士（代表、社員内訳））
- (4) 職員数（公認会計士、会計士補、その他の職員内訳）
- (5) 国立大学法人監査専任スタッフ数
- (6) 国内拠点数及び本学担当事務所名、所在地

2. 本学における監査業務の提案

- (1) 監査チームの編成体制（令和7年度、令和8年度、令和9年度）
 - ①監査責任者、現場責任者、公認会計士、会計士補等の監査チームの編成体制
 - ・令和8年度以降に変更等が生じる場合や特記すべき事項がある場合は、その旨記載ください。
 - ②監査従事者の略歴と実務経験
 - ・特に国立大学法人における法定監査業務の経験の有無。有の場合は、法人名、国立大学法人における法定監査業務の通算経験年数を記載ください。
 - ・特に国立大学法人における支援業務経験の有無。有の場合は、法人名、関与した支援業務の内容を記載ください。
 - ③監査チーム内での情報共有について
 - ・監査業務を進めて行く上で、監査チーム内の情報共有をどのような手段・方法、頻度等により図っていくかを具体的に記載ください。
- (2) 監査業務の内容（令和7年度～令和9年度）
 - ①監査に対する基本的な考え方
 - ・3年間を通じた監査の基本方針及び着眼点、重点項目等について、明瞭かつ簡潔に記載ください。
 - ②監査計画（監査方法、監査項目、監査実施スケジュール等）
 - ・年度ごとの監査計画を記載ください。
 - ・監査方法の概要、監査項目、監査実施スケジュールのほか、監査従事予定日数（延べ人日）についても記載ください。
 - ・監査従事予定日数（延べ人日）については、監査項目（監査計画の策定、予備調査、期中監査、期末監査、システム監査、事務所執務等）ごとに、かつ監査従事者別に記載ください。
（※さらに公認会計士と公認会計士以外の者の監査従事予定日数を区別してください。）
 - ・特に予備調査、期中監査及び期末監査については、概ね何日間程度を予定しているか実日数を別途記載ください。
 - ③複数年による特筆すべき点について

④監査における助言・指導的機能について

⑤監事及び監査室との連携について

⑥本学の財務部門からの監査内容にかかる意見・要望への対応方法について

3. 監査業務の品質管理

(1) 品質管理体制

- ・日本公認会計士協会が実施した直近の品質管理レビューの結果を記載ください。
- ・監査業務の品質管理の維持・向上に関する体制及び独自の審査体制等について、記載ください。

4. 監査費用の見積

以下にご留意の上、見積書（1部）を提出ください。

- ・令和7年度～令和9年度の年度ごとに見積書を作成ください。
- ・見積費用には、旅費交通費等の必要経費を含むこととし、業務内容別に監査責任者及び現場責任者等の所要員数が分かるように記載ください。（「作成例」参照）
- ・見積費用の考え方を記載してください。（監査日数等に大幅な変更が生じた場合の費用等の処理方法についても付記ください。）

5. ワークライフバランス等の推進に関する事項

以下の認定等を取得している場合は記載するとともに認定証（写）を提出してください。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※留意事項

(1) 守秘事項の指定

提案書につきましては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、提案書の提出時に当該事項を指定ください。

(2) 本学の概要等について

本学の概要は、次のアドレスのWeb ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

- ・本学ホームページ <http://www.wakayama-u.ac.jp/>
- ・大学概要 <http://www.wakayama-u.ac.jp/about/outline/>
- ・財務諸表等 <http://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/fin/financial.html>

(作成例)

見積書

令和〇年〇月〇日

国立大学法人和歌山大学長 殿

(所在地)〇〇〇〇〇

有限責任監査法人〇〇〇〇 社印

理事長 代表社員 〇〇 〇〇 代表者印

令和〇年度の監査費用は、以下のようにお見積りしております。

金 円也(消費税込み)

| 事項 | 数量 | 金額 | 備考 |
|----------|----|----|----|
| 基本報酬 | 1式 | 円 | |
| 執務報酬 | 1式 | | |
| 計 | | | |
| 出精値引 | 1式 | △ | |
| 監査費用(税抜) | | | |
| 消費税(10%) | | | |
| 監査費用(税込) | | | |
| 旅費交通費 | 1式 | | |
| 合計額 | 1式 | | |

※上記の見積金額には、監査に必要な全ての必要経費を含む。(必ず記載願います)

(1) 見積費用の考え方

| |
|--|
| |
|--|

見積金額の内訳書

| 項目 | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|-------------|-----|-------|-----------|----|
| | 人・日 | 円/人・日 | 円 | |
| ○報酬内訳 | | | | |
| ・基本報酬 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| ・執務報酬 | | | | |
| 予備調査 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| 監査計画策定 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| 期中監査 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| 決算支援 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| 期末監査 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| 事務所執務 | | | | |
| 監査責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 現場責任者 | △ | *** | □□□□ | |
| 公認会計士 | △ | *** | □□□□ | |
| 会計士補等 | △ | *** | □□□□ | |
| 小計 | △ | *** | □□□□ | |
| 計 | △△ | **** | □□□□□ | |
| ○出精値引 | | | ◇◇◇◇ | |
| 監査費用(税抜) | | | □□□□□ | |
| ○消費税及び地方消費税 | | | ◇◇◇◇ | |
| 監査費用(税込) | | | □□□□□ | |
| ○旅費交通費 | | | ◇◇◇◇ | |
| 合計額 | ▲▲ | **** | ■ ■ ■ ■ ■ | |